

新型コロナウイルス感染防止に関する 「緊急事態宣言」の発令を踏まえて

令和2年4月7日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。

これまで以上に危機感を持って対策を実施していく必要があります。町民の皆様には、次の事項について実践していただき、感染防止に一層努めていただきますようお願いいたします。

- 1、群馬県内においても、不要不急の外出は控えてください。
(病院への通院、生活必需品の買い物、仕事は除きます。)
- 2、緊急事態宣言が発令された7都府県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)への往来を自粛してください。
- 3、緊急事態宣言が発令された7都府県から親戚や知人等が来られた場合、2週間程度の健康観察による外出自粛をお願いしてください。
- 4、「密閉空間・密集場所・密接場面」の「3つの密」を避けるとともに、引き続き、手洗い・うがい・咳エチケットを徹底してください。

町民の皆様には生活の各般にわたり、ご不便をおかけしますが、一人ひとりが自分にできる対策の徹底を心掛け、千代田町が一丸となってこの脅威を乗り切るため、ご協力をお願いいたします。

〈参考資料〉

緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛のお願い(群馬県知事 4月7日発表)

☆お問い合わせ先 千代田町保健センター 健康子ども課健康推進係 電話 86-5411 ☆